

## 多文化共生指針行動計画素案パブリックコメントで寄せられた意見と本市の考え方

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
1	全体	<p>東大阪市多文化共生指針行動計画素案において、外国人学校との交流が言及されていませんが何故ですか。</p> <p>在日コリアンの子どもたちが、民族学校で自国の文化、歴史を学び、自己のアイデンティティを持って生きる姿は、日本人の子どもたちが他国の文化を知る良い機会になると思います。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針行動計画では、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいく事業を掲載しております。東大阪市多文化共生指針の施策の方向性にも「外国人住民との出会いや交流の機会の創出」「すべての子どもに対する多文化共生教育の推進」「日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり」などを掲げています。いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。</p>
2	全体	<p>全体を通して、「日本人住民と外国人住民」「外国籍住民」「外国人」「在日外国人（日本籍を取得した者を含む）」「外国ルーツ」「外国につながりをもつ子ども」など、「日本人」や「外国人」が、一体どういう人を指すのか、非常に曖昧な表記になっています。</p> <p>また、複数国籍者や複数ルーツ者などの多文化性についての言及はほとんど無く、まったく不十分です。それぞれの場合に対応して多様な用語で表現しているつもりかもしれませんが、多文化共生について十分に理解をしていない人には、混乱や誤解を生むことになる懸念されます。今回の素案文の前提となる、「日本人」「外国人」「在日外国人」「日本籍住民」「外国籍住民」「外国ルーツ」「外国につながりをもつ住民」「母語」「母国語」「母文化」「外国語」「ルーツの文化」など、素案文中で、それぞれの用語の意味と定義を整理して説明する必要があると思います。      他1件</p>	<p>ご意見を踏まえて、表記を一部整理しました。本計画で使用している表記は、基本的には東大阪市多文化共生指針における表記を基に用語を使用していますが、事業名、事業内容については、表現するうえで最もふさわしい用語を各担当課で使用しております。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
3	全体	<p>多文化共生施策を推進してゆくにあたって、多文化共生の重要要素である「歴史背景」についての言及が全く無いことも懸念されます。「在日外国人」や「外国につながりをもつ人」と言っても、日本の植民地支配を経験した歴史をもつ外国人と、そうでない外国人とは、その人がもつ歴史背景が違います。多文化共生に必要な要素は「相互の文化理解」であることは言うまでもありませんが、その「文化」の要素には「言語」や「風習」だけでなく「歴史」も当然含まれます。多文化共生や多文化理解において「歴史」が抜け落ちているのは大きな欠陥だと言わざるを得ません。</p> <p>他1件</p>	<p>歴史については、東大阪市多文化共生指針の施策の方向性に「外国の文化や歴史への認識の促進」「外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供」を掲げており、本行動計画には歴史の学習を進める事業を掲載しております。今後も多文化共生指針の施策の方向性に基づき、歴史への認識の促進、歴史的背景を学ぶ機会の提供を進めてまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
4	全体	<p>東大阪市は、多文化共生のために在日外国人教育、多文化共生教育を積極的に推進していると、認識している。その一環として、〈私の街はアジアのまち、私の街は世界のまち〉というスローガンを掲げて、毎年「東大阪国際交流フェスティバル」が開催されている。とても素晴らしい行事だと思っている。しかしながら最近の〈東大阪市多文化共生指針行動計画素案〉を拝見すると、その内容が非常に薄いという感想を持たざるをえない。外国人学校との交流が言及されていないし、朝鮮学校の存在とその内容が書かれていない。東大阪市で約75年前から朝鮮の児童に対して、民族教育がなされてきている。2016年までは、ありがたいことに朝鮮学校に対して教育補助金が支給されていた。残念なことに現在は、財政難という理由で補助金が支給されていない。民族学級の処遇もますます悪くなっていっていると聞いている。一日でも早く、朝鮮学校に対しての教育補助金の復活と民族学級の処遇改善がなされるように、東大阪市に訴えます。また日本国に対して朝鮮高級学校の高校無償化、朝鮮幼稚園の幼児教育の無償化も同時に訴えてもらいたいと思う。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針行動計画では、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいく事業を掲載しております。今後も東大阪市多文化共生指針の施策の方向性に基づき、外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援に取り組んでまいります。いただいたご意見については、担当課と情報共有いたします。</p>
5	全体	<p>東大阪市において多文化共生を実現していく為には、外国人学校、特に朝鮮学校との交流は欠かせないものだと思います。朝鮮学校への支援、朝鮮学校との交流を指針として推し進めていって下さい。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針行動計画では、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいく事業を掲載しております。東大阪市多文化共生指針の施策の方向性にも「外国人住民との出会いや交流の機会の創出」「すべての子どもに対する多文化共生教育の推進」「日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり」などを掲げています。いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
6	9~40	多文化共生指針行動計画を拝見し、いろいろなことをされていることはよくわかりましたが、番号で書かれている方向性の内容を確認するのが大変だと思いました。方向性の番号は必要でしょうか。もし必要であれば、もう少し見やすくしたほうがいいのではないのでしょうか。	本行動計画は東大阪市多文化共生指針に基づき策定しているため、各事業・取組が指針のどの施策の方向性に該当するのを示す必要があると考えます。いただいたご意見を踏まえ、施策の方向性Noを参照しやすいように一覧表を追加いたしました。
7	全体	「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずで。	本計画は令和4年に策定した東大阪市多文化共生指針に基づき、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいく具体的な事業をまとめたものになります。今後も東大阪市多文化共生指針の施策の方向性に基づき、歴史への認識の促進、歴史的背景を学ぶ機会の提供に取り組んでまいります。
8	3	取組・事業のところに書かれている実施や継続がどう違うのかわかりません。 行政が作る計画にはよく出てくるのかもしれませんが、行政の人だけでなく、誰が見てもわかるようにした方がいいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、事業計画の説明を修正いたしました。
9	全体	朝鮮学校を省いた多文化共生になっている。 在日外国人人権教育の推進と掲げているのに反し朝鮮学校に対し、なぜ補助金を出さ無くしたのか全く理解できません。 朝鮮学校に通わせている父母達の経済的負担は多大なものです。 市政運営における朝鮮学校に対する公正性の確保を切にお願いします。	東大阪市多文化共生指針行動計画では、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいく事業を掲載しております。今後も東大阪市多文化共生指針の施策の方向性に基づき、外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援を進めてまいります。いただいたご意見については、担当課と情報共有いたします。

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
10	10	<p>近年は新しく日本に來られた外国人に関する話題が取り上げられることが多い一方で、長年余儀なく日本に在住されている多くの韓国朝鮮人、中国人の方々が抱える、古くからの課題が解決されたとは到底思えない状況があります。その状況をふまえてご意見させていただきます。</p> <p>p10「親と子の人権教室」では戦争被害にとどまらず、加害についてもしっかりと教えなければ本当の人権教室にならないと考えます。日本軍による被害を受けた国々の立場にも立つ必要があります。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「人権意識の向上」を掲げており、今後も国籍や民族に関わらず、すべての住民の人権が尊重されるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>
11	12	<p>p12「職員研修の充実」すべての職員が、十分に人権意識を高めていただくためには月1回ぐらいの定期的取り組みが必要でしょうし、また当事者の声を聴く機会も持ってください。人事課へのお願いとしては在日外国人の職員採用も積極的に行っていくことが一番の研修だと思えます。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「人権意識の向上」を掲げており、今後も国籍や民族に関わらず、すべての住民の人権が尊重されるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。また、職員採用に関するご意見についても担当課と情報共有いたします。</p>
12	13、26	<p>p13・p26「東大阪市人権教育基本方針」において、東大阪には多くの朝鮮半島や中国にルーツのある方々が在住されていますが、なぜ戦前戦後以降、定住するようになったのか、歴史から学ぶ必要があります。その内容として明治時代以降、日本がアジアの国々へ侵略した歴史を省くことは決してできません。人権教育室ではその立場に立ち切った上でプランを推進してください。残念なことに日本国には国としての人権機関がありませんし、国連からも人権問題にもっと取り組むよう促されているにもかかわらず、なおざりにしている現状があります。東大阪が先頭を切って人権教育や人権問題に取り組む姿勢を示し、現に実践して下さることを強く願います。国や府に先立ってください。「継続」から「拡充」が必要と思えます。</p>	<p>歴史については、東大阪市多文化共生指針の施策の方向性に「外国の文化や歴史への認識の促進」「外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供」を掲げており、本行動計画には歴史の学習を進める事業を掲載しております。今後も多文化共生指針の施策の方向性に基づき、歴史への認識の促進、歴史的背景を学ぶ機会の提供を進めてまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
13	27	p27「外国籍児童生徒の就学状況の把握」で、今後ますます増えていくであろう、ニューカマーの子どもたちが誰一人不就学の状態にならないよう、他の部署とも連携して取り組んでください。文書のみでは実態を把握できないので足を運んでいただければと思います。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」を掲げており、今後もすべての子どもに教育の機会が与えられるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。
14	29	p29「母国語学級の充実」で、とりわけ東大阪には朝鮮半島にルーツを持つ児童生徒が多く在籍しています。東大阪市立の学校園では課外活動で民族講師とともに、子どもたちが自己のルーツである民族に誇りを持てるよう進めてください。また民族講師が安定して取り組めるよう、生活保障も充実しなければなりません。担当課はわかりませんが、よろしくをお願いします。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げており、今後も一人ひとりがアイデンティティを確立することができるような取り組みを進めてまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。
15	33	p33（5）日常的なつながりの場と機会の創設に関して。東大阪には朝鮮高級学校と朝鮮初級学校があります。私は東大阪国際交流フェスティバルでこの2つの学校の舞台発表を見ましたが、文化水準が大変高く、毎年優れた内容と完成度を維持されています。また、朝鮮高級学校ではラグビー部が全国大会に出場するほどの実力を持っています。ところがいずれも無償化制度から除外されているのが現状で非常に嘆かわしく感じています。「ラグビーの町、東大阪」としても、市独自に朝鮮文化をアピールする意味でも無償化を適用されてはどうでしょうか。そのことから真の意味で多文化共生、差別のない町、東大阪となっていくのではないのでしょうか。	東大阪市多文化共生指針は東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権尊重の観点に立ち、多文化共生社会を実現するための目標や基本方針、施策の方向性を示しています。今後も多文化共生指針に基づき、取り組みを推進してまいります。高等学校無償化については、国、府の制度となっておりますが、いただいたご意見については、担当課と情報共有いたします。

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
16	14	<p>p14(2) 外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障に関して。外国人住民が安心して暮らせるために、さまざまな取り組みをされておられますが、出自やルーツに対する偏見や差別に端を発する、人権問題への相談窓口がはっきりしていません。①～⑥で言えば④に入るのでしょうか。人権啓発課や人権教育室で担当されるか、両課が中心になって新たな部署を設けられるか、前向きに検討してください。</p>	<p>市では広く人権問題を相談できる窓口として、人権文化センター、法務局の人権相談などをご案内しております。また、外国人からの相談に多言語で対応する一元的相談窓口である多文化共生情報プラザにおいても、人権に関する相談に応じています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後も施策の方向性「相談体制（ワンストップサービス）の充実」に基づいた多文化共生情報プラザ事業の充実に努めてまいります。</p>
17	9、10	<p>「多文化理解講座」「多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流」事業</p> <p>東大阪市全域に周知・実施が行き渡るようにしてほしいです。「西・中・東各地域で」。少なくとも東地域では講座や交流イベントも令和4年度はNPOICHIのものをのぞいてはなく、他のイベントのポスターなども見かけませんでした。</p>	<p>多くの方に多文化共生に関する講座やイベントについて知ってもらい、参加していただくため、今後も周知に努めてまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
18	13、30	<p>「東大阪市在日外国人教育研究会への支援充実」（人権教育室）  「教職員を対象とした研修の充実」（教育センター）事業</p> <p>東大阪で一番多い「就労」や「家族滞在」のニューカマーについての学びの場も含めてほしいです。また、「教育現場の管理職」への研修も。現場の教職員が対応に困っていることを管理職が気づいていないケースがあります。小学校の校長や、高校の人権主担教員から「（児童・生徒は）日本で生まれ育ったから日本語に不自由していない」という認識を聞きましたが、親が日本語ができず家で宿題を見てあげられない、親の価値観と日本で生まれ育った本人との価値観が違い、進路を決める段でつまづく、子どもが日本社会に同化していて自分のルーツに誇りを持ってない、社会に出て差別されてからアイデンティティクライシスを経験する、など課題は「日本語」だけではないことを、また、外国人の人権問題は「オールドカマー」だけではないことを教育関係者は認識すべきです。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多文化共生教育を担う人材の育成」を掲げており、今後も子どもたちの教育を受ける権利を保障し、一人ひとりがアイデンティティを確立することができるように取り組みを進めてまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
19	28、29	<p>「外国人児童生徒への日本語教育等の推進」「母国語学級の充実」事業</p> <p>担当は人権教育室ですが、「教育センターとの連携」が必要です。「各学校」ではなく、「市全体で統一した体勢の構築」が必要だからです。学校や教員任せではなく、日本語教育の専門教員が、特に中学校へ高校へのダイレクト入試を目指して来た生徒など、レベルに応じて指導し、その後の高校生活に対応できるようにする必要があります。</p> <p>昨年、夜間学校で高校入学を目指して日本語の勉強をしている外国人生徒と出会いました。しかし、夜間学校のカリキュラムや教員は日本語の指導が主たるものではありません。また、ニューカマーのマイノリティ児童・生徒の日本語教育においても「母語・母文化の尊重」を念頭に行われるべきだと考えます。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備」「外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げており、今後も子どもたちの教育を受ける権利を保障し一人ひとりがアイデンティティを確立することができるように取り組みを進めてまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>
20	8	<p>「子どもの教育の充実」 →現状値がありません。指針の素案が出て、その時のパブコメを集約したのは、2021年度だろうと思いますが。それから2022年度が始まり、いくらかでも調査することができたと思いますが。その時、「90%」なら「85%」を目標値にしたのでしょうか。</p>	<p>パブリックコメント案を公表する段階で、令和4年度実績の集計が完了しておりませんでした。令和4年度実績が86.8%であったことを確認し、目標値を90%としました。</p>
21	8	<p>「日常的なつながりの場と機会の創設」 →「日本語教室」だけしか書かれていません。市内では、市内在住者をはじめ、外国人の方々とのつながりを進めておられるところはあると思います。日本語教室の学習者やボランティアの数字を集約するのも重要ですが、どんな集まりや取り組みがあるかを集約するのも重要だと思います。その情報提供が、つながりを増やします。</p>	<p>本行動計画では、取組・事業として「外国人のコミュニティとの連携」を掲載し、外国人のコミュニティとの連携に向けて情報収集に取り組んでいくとしております。いただいたご意見を事業実施の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
22	10	「親と子の人権教室」 →「人権教室」と事業名にあるが、事業内容では、「戦争、平和」が中心である。「人権」に含まれるのは、それだけではないと思います。他のテーマも取り上げてください。「親と子の」とあるのですから、もっと日常的なことも取り上げてもいいのではないかと。	人権啓発課では本行動計画に掲載している取組・事業以外にもさまざまな人権課題をテーマにした事業に取り組んでおります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。
23	10	「民族文化講座」 →「指針」には、「国籍は約80ヶ国近くにのぼります」とあります。他の言語文化の講座も実施していただきたいと思います。そこに、当事者を招いたら「交流」が始まるのではないのでしょうか。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「人権意識の向上」を掲げており、今後も国籍や民族に関わらず、すべての住民の人権が尊重されるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。
24	11、12	「舞踊、言語及び歴史教室事業」「青少年センター子ども会活動」「青少年センター教室活動」 →「行動計画」全体にもかかわることですが、すべての事業は、東大阪市在住者をはじめ、すべての人に開かれた事業として、考えていいのでしょうか。これらの事業は、担当課が青少年センターになっていますので、参加の対象が限定されているのでしょうか。また、「素案」にも、「加速するグローバル社会への対応」ということも書かれています。他の言語についての、集まりや研修、講座等を企画・実施をお願いしたいと思います。	行動計画全体として、取組・事業は基本的に本市の市民、事業者、関係団体などすべての人を対象としておりますが、事業によっては事業目的から対象者を限定している場合もあります。 東大阪市第3次総合計画の分野別施策「加速するグローバル社会への対応」に沿って方向性を示した東大阪市多文化共生指針に基づき、取組・事業を進めてまいります。
25	14	外国人のための1日相談サービスin東大阪 →「ビザ・帰化」を「在留資格」と書き換える	ご意見を踏まえ、修正いたしました。

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
26	16	<p>多文化共生情報プラザだよりの発行 →現在、印刷物として4言語であるものを増やしてほしい。フィリピン語、ネパール語などを考えていただきたい。それぞれの言語を忘れないためにも、また、それぞれの言語話者が日本語でどうなのかを確認し、同国の知り合いにも知識を広げていくことで、行政の通訳派遣の事業も減らしていくことができるのではないか。同国人コミュニティを育てていくことにもなると考えます。</p> <p>※「多言語」について →P.14「多文化共生情報プラザ」では、11言語以上。同「相談サービス」では、多言語とあるだけ。それ以降の事業でも、多言語の記述があるが、言語数がばらばらである。可能な限り増やしていく方向でお願いしたいと思います。国の方でも、進めているので、国から予算を獲得する形で進めていくべきだと思います。特に生活や労働、災害など必要なところから進めていただきたい。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後もいただいたご意見を参考に情報提供に取り組んでまいります。</p>
27	19	<p>「多言語による就学情報の提供」 →「指針」には、「国籍は約80ヶ国近くにのぼります」とあります。少しでも早く、多言語化を進めていただきたい。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後行政情報の多言語化やICT（情報通信技術）、やさしい日本語を活用した情報提供に取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。</p>
28	20	<p>市ウェブサイトの管理運営 →「不正確な翻訳の改善」、困るのは当事者だけでなく、東大阪市の担当者である、そして、ひいては東大阪市の損害にもなります。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後行政情報の多言語化やICT（情報通信技術）、やさしい日本語を活用した情報提供に取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
29	20	「語学ボランティア制度」 →上記の「不正確な翻訳」とも重なるが、翻訳の精度が求められるのに、ボランティアに頼りきりであったり、ボランティアのスキルアップなど考えていかなければいけないことは多い。ボランティアに対する謝金の増額や、スキルアップのための予算など必要なことはたくさんあります。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」「公共サービスの制度への理解と利用の促進」を掲げており、いただいたご意見を参考に語学ボランティア制度の充実に努めてまいります。
30	23	「多言語による教育情報の提供」 →「計画」では、「継続」とあるが、「拡充」と考える必要があるのではないか。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後も行政情報の多言語化やICT（情報通信技術）、やさしい日本語を活用した情報提供に取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。
31	27	外国籍児童生徒の就学状況の把握 →方針の中にも書かれている、文科省「指針」には、「就学案内に対して回答が得られない外国人の子供については、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めること」とあります。アンケートだけでなく、個別の取り組みを行ってください。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」を掲げており、今後もすべての子どもに教育の機会が与えられるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。
32	28	多言語による就学情報の提供 →翻訳した文章を、異文化で生活してきた人たちに、どこまで「理解」できるかということがあると思います。相談センターなり、教育委員会が窓口で対応することも必要かと思えます。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後も行政情報の多言語化やICT（情報通信技術）、やさしい日本語を活用した情報提供に取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
33	28	外国人児童生徒等への日本語教育等の推進 →「拡充」賛成です。「拡充」のために、さらなる予算が必要です。文科省の「きめ細事業」の委託料の増額を求めてください。ところで、上記事業名に「等」が二つあります。それはなぜですか。「内容・方針」には何も書かれていません。	いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。「等」については、日本人の児童生徒であっても日本語指導が必要な場合があるため、外国人児童生徒等としています。また、日本語教育を通じて児童生徒全体の多文化共生の理解促進にもなるという意味から日本語教育等の推進としています。
34	28	外国籍児童生徒の本名使用の支援 →東大阪市が全国に誇れるすごい事業だと思います。敬意を表します。「本名使用の支援」の始まりも目指すものも、「多文化共生」「多民族共生」の東大阪市をつくることだと思います。東大阪を一番に！	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げており、今後も一人ひとりがアイデンティティを確立することができるような取り組みを進めてまいります。
35	29	「母国語学級」の充実 →「母国語学級」の言語は、多言語なのでしょうか。文部科学省も、「外国人児童生徒等の教育の充実について」の中で、「母語・母文化支援」のことが項目を設けて、触れているところです。多言語化が求められています。	東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承」を掲げており、今後も一人ひとりがアイデンティティを確立することができるような取り組みを進めてまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
36	31、33	<p>「労働相談」「日本語教室の開催」  →私が、やまなみプラザで、毎週土曜日夜、お手伝いしている「日本語学習会」に来ていたベトナム人労働者が、仕事の関係で先々週から来れなくなっています。コロナのこともあって、仕事に遅れが出たり、スケジュールが密になったりと、いろいろ苦労されているようです。相談したから、解決に向かうかという、それはそれで難しいことです。しかし、相談できる場所があり、少しでも事態がよくなれば、当事者も救われると思います。解決することもそうですが、話を聞いてもらえる、そんな場所があり、人がいてこそ、少し元気になって、ここ東大阪で生活していけるのだと思います。市役所が、リージョンセンターが、そんな困っている人達の、集まれる場となり、交流が広がればと思います。情報を流すことも重要ですが、やはり人は、顔と顔を合わすことから、始めたいと思います。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「相談体制の充実」や「日常的なつながりの場と機会の創設」を掲げており、今後も交流を促進する取り組みを進めてまいります。</p>
37	全体	<p>東大阪市には、①当事者（外国人住民）の立場に寄り添う多文化共生情報プラザのスタッフの存在や、②本市の高校を外国人として卒業後、自らの経験を活かした母語支援者（スクールサポーター）の存在などは貴重で、当事者からの発想が日常的な外国人住民のニーズに反映できるような体制に、少しでも近づけるようお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に取組・事業に外国人住民のニーズを反映できるよう努めてまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
38	全体	<p>コロナ禍の2020～2021年に、東大阪市では、①2020年実施の政府コロナ対策「定額給付金（10万円）」の支給状況が、最終的に「外国人世帯245世帯が未申請」（約4900万円未執行）となった事実、②2021年の「東大阪市子育て世帯生活支援特別給付金申請」では、9月に149世帯に申請を促す「申請勧奨通知」を再発送するという状況があります。</p> <p>これらは、市から住民への「申請」の呼びかけが、最も切実な住民に届いていないこと。とりわけ外国人住民にとっては「市役所への申請手続き」そのものに高いハードルがあることを示しています。①行政・生活情報の多言語化（ガイドブック、マニュアル等）、②多言語音声翻訳アプリの各部局での活用、③外国人相談対応（外国人相談員の配置、行政関連の多言語パンフレットの設置等）の充実を連携させながら、取組みを積み重ねていくことが大切です。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」「公共サービスの制度への理解と利用の促進」を掲げており、いただいたご意見を参考に情報発信や公共サービスの理解・利用促進に取り組んでまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
39	14	<p>事業内容・方針:多文化共生情報プラザ【14頁】</p> <p>(文末に文章を追加)</p> <p>「……情報の提供及び収集事業、各種相談事業を実施する。」の後に、「将来的には“ワンストップ窓口（総合窓口）”への機能充実を目指します。」を追加挿入。</p> <p>(理由) :</p> <p>「11言語以上の多言語で対応するワンストップ型相談窓口として」とは、実務上は「相談場所に迅速に到達できるように」ということにならざるを得ないと思いますが、他の窓口業務との連携の経験を積みながら、「多文化共生情報プラザ」の体制の強化につなげていただきたい。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「相談体制（ワンストップサービス）の充実」を掲げており、今後も多文化共生情報プラザ機能の充実に努めてまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
40		<p>「②多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉、教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報」「③公共サービスの制度への理解と利用の促進」に関する「取組・事業名」の項目追加。</p> <p>(1項目追加)  「取組・事業名：“全帳票”多言語対訳データ（PDFファイル）の活用  担当課：多文化共生・男女共同参画課  事業内容・方針：「窓口タブレット端末の設置や、行政サービスセンターに設置したタブレットからZoomアプリを利用して、窓口での申請に係わる全123帳票（日本語、英語、ハングル、中国語）に関する説明をおこなう場合に、タブレット、ZoomにPDFデータを共有化し「画面の共有（画面に表示）」しながら、記入方法などを具体的に説明する。」</p> <p>(理由)  Google翻訳、タブレット端末やZoomアプリを活用できるようになったことは画期的なことです。さらなる改善に期待しております。</p>	<p>これまで使用してきた窓口での申請にかかる帳票データについては、今後も可能な範囲で活用していきませんが、帳票が改定されることがあるため、翻訳した帳票データを継続的に使用できない場合があります。東大阪市多文化共生指針に掲げる施策の方向性「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」に基づき、本行動計画に掲載している「多文化共生情報プラザ」「遠隔通訳サービス」を活用しながら、窓口での申請にかかる帳票の多言語による情報提供に取り組んでまいります。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
	19、22	<p>しかし、東大阪市の公式ホームページ上には「機械的な自動翻訳サービスを使用しています。場合によっては、不正確な翻訳となる可能性がございます。翻訳結果について、東大阪市では一切の責任を負えないことをご了承の上、翻訳サービスをご利用ください」とあります。行政用語、同音異義語における翻訳の不十分さの改善が、まだ道半ばだからです。コロナ禍で急激に使われ出したオンライン・Webによる会議、セミナー、シンポジウムでの対面ミーティングZoomやタブレット端末において、私たちは「レジュメ」や「PDF資料」を「画面の共有（画面に表示）」しながら、コミュニケーションをおこなっていることも大きな流れです。現存する窓口対応用多言語対訳集“123帳票のPDFデータ”は、多文化共生情報プラザで外国人住民が少しでも解りやすくなるようにと、心を込めて作成しているものです。こうした大切なデータを“デジタル化の波”だからと、「削除」する感覚は理解に苦しみます。</p> <p>そして“123帳票のPDFデータ”の内容は、外国人住民にとっても大切な申請手続きに係わる帳票が多くあるのです。</p> <p>これらのPDFデータを、タブレット端末やZoomアプリで活用しないという感覚は、どこから来るのでしょうか。（一度、A4の行政文書を自動翻訳機で翻訳してみることをお勧めします。）</p>	

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
41	23	<p>市役所本庁舎での多言語による案内表示【23頁】 担当課：管理課</p> <p>(文言追加) 事業内容・方針：「市役所本庁舎の施設案内板を日本語と英語で併用している。」のあとに、「庁内全体表示以外の各担当セクションの業務案内については、英語、ハングル、中国語、二次元コードの表記に努める。また各階に配置している案内スタッフには外国人対応（何の御用ですか…）用の翻訳機を携帯する。」を追加する。</p> <p>(理由) 可能な限り、外国人住民に開かれた役所をアピールし、窓口での申請業務のハードルを下げ、気軽に庁内での手続きが進むように補佐すべきです。それは日本の市民にとっても“東大阪市は外国人に開かれたまち”であることを自然に感じる感性の啓発にもつながると思います。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信」を掲げており、今後も行政情報の多言語化やICT（情報通信技術）、やさしい日本語を活用した情報提供に取り組んでまいります。いただいたご意見については、担当課と情報共有いたします。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
42	27	<p>取組・事業名：外国籍児童生徒の就学状況の把握【27頁】          担当課：学事課          事業内容・方針：          「……就学先把握のアンケートを実施し、確認する。」の後に、          「就学先不明で支援を要する可能性のある外国籍児童については、子どもすこやか部とも連携し、必要な場合は要保護児童対策地域協議会において支援していく。」（1文挿入）</p> <p>（理由）          この間、教育委員会、子どもすこやか部の連携により、要保護児童対策地域協議会につながられてきています。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」を掲げており、今後もすべての子どもに教育の機会が与えられるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有いたします。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
43	25	<p>③外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援  ⑤外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承【25頁】</p> <p>(1項目追加)</p> <p>■ 取組・事業名：在日外国人教育の充実  「外国人学校（民族学校）に通学している東大阪市在住の児童生徒を対象に、私学並みの補助金を実施する。」</p> <p>(理由)</p> <p>東大阪市として実施してきた経験もあり、「すべての児童生徒が平等に教育を受ける権利」を保障すべき課題でもあります。この件に関しては、「日本国憲法第26条」「児童の権利に関する条約第30条」「国際人権規約A規約第13条」「人種差別撤廃条約」などにより保障されている学習権や民族教育を受ける権利の保障問題としても、指摘を受けている問題です。</p>	<p>東大阪市多文化共生指針では施策の方向性に「外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援」を掲げており、今後もすべての子どもに教育の機会が与えられるよう取り組んでまいります。いただいたご意見について担当課と情報共有します。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
44	31	<p>(4) 外国人の人材活用と就労支援</p> <p>■ 取組・事業名：労働相談【31頁】  担当課：労働雇用政策室  事業内容・方針：  「働く上で労働者が抱えるさまざまな問題、事業主が抱える疑問に対して、専門相談員が」と「解決に向けたアドバイスを行っている。」の間に、「多言語対応によって」（一言追加）</p> <p>(理由)  外国人労働者の労働相談窓口はたいへん重要な業務であり、外国人労働者にとっては切実な問題であることは言うまでもありません。</p> <p>私たちのNPOで、先日、日本語学校を卒業予定の外国人（中国人）の「就労ビザ」取得をめぐる相談を、アルバイトで受け入れている事業所の知人から受けた時に、「就労ビザ」「特定技能1号、2号」「技能実習1号、2、3号」の制度説明とアドバイスが、言語上での難しさを痛感したところです。労働雇用政策室の窓口対応の工夫などに、期待しているところです。</p>	<p>労働相談では日本語を話せるかどうかに関わらず、働く上で労働者が抱えるさまざまな問題、事業主が抱える疑問に対して、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行い、労働問題について、広く相談対応しております。</p> <p>いただいたご意見について担当課と情報共有し、事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の概要	本市の考え方
45	41	<p>1. 計画の推進体制</p> <p>「日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員としてともに安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、市の各部局が本計画に基づき、必要な取り組みを行っていきます。」と「施策を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、民間団体、NPOなど、多様な主体と連携していきます。」の間に、「在日外国人施策を有効なものにするために、外国人市民を対象にした意識やニーズの調査を行い、」（一言追加）</p> <p>（理由）</p> <p>現場スタッフの工夫や頑張りが、外国人住民に伝わり、市役所への申請や、生活相談が気軽に出来るように全庁で気配りすることで、少しずつ隔たりを解消していく道が見えるのではないのでしょうか。</p> <p>そのために当事者（外国人市民）を対象にした意識やニーズの調査や、窓口での多言語対応の実証実験を当事者（外国人市民）を交えておこなうことも必要だと思えます。</p>	<p>今後も市の取組・事業に外国人住民のニーズを反映できるよう努めてまいります。いただいたご意見については、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。</p>